

変額個人年金保険(無配当)

- この保険は、経済情勢や運用実績によっては大きな保障を期待できますが、一方で、株価や金利・為替等の変動によるリスクが発生する特長があります。
- この保険のご提案にあたっては、お客さまの知識・経験・財産の状況・生命保険への加入目的などを事前にお伺いします。
- お申込みをご検討いただく際には、変額保険販売資格を持った担当者が、重要事項説明書(契約概要)と重要事項説明書(注意喚起情報)に記載された事項についてそれぞれご説明いたします。なお、説明を受けたことを確認させていただくために、所定の書類に押印いただけます。

特長

運用実績に応じて年金額が増減します。

年金支払開始日に被保険者が生存されているとき、ご契約時に定めた期間にわたり年金をお支払いします。年金額は特別勘定における資産の運用実績に応じて変動(増減)し、最低保証はありませんので、運用実績によっては、基本年金額を下回ることがあります。また、お支払いする年金の合計額が払込まれた保険料を下回ることがあります。

●年金額=基本年金額+変動年金額

年金額は、ご契約時に定めた基本年金額に変動年金額を加えた金額となります。変動年金額は特別勘定の運用実績によって決まります。運用実績が予定利率の3.5%を上回った場合には、変動年金額はプラスとなりますが、予定利率を下回った場合には、変動年金額はマイナスとなります。年金支払開始後も変動年金額は年金支払日ごとに再計算されますので、毎年の年金額は一定ではありません。

解約返戻金も運用実績に応じて増減します。

ご契約を解約された場合、解約返戻金をお支払いします。解約返戻金額は特別勘定における資産の運用実績に応じて日々増減します。最低保証はありませんので、払込まれた保険料を下回ることがあります。

積立金額の増額・減額ができます。

所定の範囲内で余裕資金を一時金としてお払込みいただくことにより、積立金額を増額することができます。また、運用実績が良好で積立金額が基本年金額をお支払いするために必要な責任準備金額を超えている場合には、超えている部分の積立金額を引き出すこと(減額)ができます。

年金支払開始前に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。

年金支払開始前に被保険者が死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。死亡給付金額は特別勘定の運用実績に応じて日々変動(増減)します。なお、死亡給付金額に最低保証はありませんので、運用実績によっては払込まれた保険料を下回ることがあります。

●死亡給付金額=死亡日の積立金額+一定の金額(下記仕組図B)

死亡給付金額は被保険者が死亡された日の積立金額に一定の金額を加えた金額となります。一定の金額とは年金支払開始日において年金支払期間にわたり基本年金額を支払うために必要な金額(下記仕組図A)の5%になります。

運用対象を8つの特別勘定からお選びいただけます。

8つの中から、保険料の運用対象として1つないし複数の特別勘定をお選びいただけます。

■詳細につきましては、当パンフレット中面をご覧ください。

高度障害状態・身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みは不要です。

被保険者が病気・事故により所定の高度障害状態になられたときや、不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが不要になります。

■不慮の事故の範囲、所定の高度障害状態・身体障害の状態につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

仕組みとご契約例

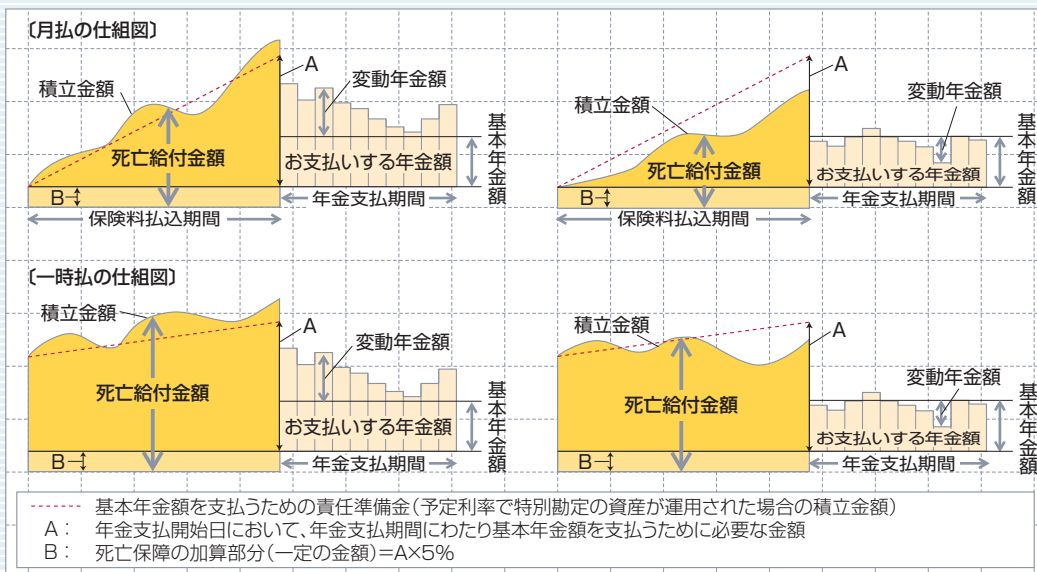
- 被保険者 40歳 男性
- 基本年金額 100万円
- 年金種類 確定年金
- 年金支払期間 10年確定
- 年金支払開始年齢 60歳

月払の場合

- 保険料払込期間 60歳まで
- 個別毎月払保険料 27,680円
- 保険料は年齢・性別により異なります。

一時払の場合

- 保険料払込方法 一時払
- 一時払保険料 4,794,100円
- 保険料は年齢・性別により異なります。



年金等のお支払事由

お支払いする年金・給付金	年金・給付金のお支払事由	お受取りになる人
第1回の年金	被保険者が年金支払開始日に生存されているとき	年金受取人
第2回以後の年金	年金支払期間中、被保険者の生死にかかわらず、年金支払日が到来したとき	
死亡給付金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡されたとき	死亡給付金受取人

特別勘定の種類と運用リスク

変額個人年金保険にかかる資産は、他の保険種類にかかる資産とは明確に区別し、独立した「特別勘定」*にて管理・運用を行います。

2010年11月現在、運用対象の異なる次の8つの特別勘定をご用意しています。ご契約時には、この8つの特別勘定の中から、ご自身のご契約の資産を運用する特別勘定を1つないし複数選択することができます。

*変額個人年金保険と変額保険にかかる資産は共通の特別勘定にて管理・運用しております。

■複数の特別勘定を選択される場合、各特別勘定の組み合わせ率は、1%単位で指定することができます。なお、保険料払込期間中であれば、繰入比率はいつでも変更可能です。

■ご契約後は、年12回の範囲内において、いつでも特別勘定の資産を他の特別勘定へ移転することができます。

■各特別勘定への資産の繰入比率を変更した場合や、積立金を移転した場合、選択された特別勘定の種類によっては運用リスクが変わることがあります。

資産運用について

- ①各特別勘定は、特別勘定資産の着実な成長と長期的観点に立った収益の確保を目的として、安定的に運用します。
- ②リスク分散の観点から少数銘柄に偏ることなく、資産種類(株式・債券・外国有価証券)やそれぞれの資産ごと(業績面・通貨面・個別銘柄面等)での分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行います。
- ③世界株式型・世界債券型・世界コア株式型においては、原則として円資産に対する外貨の為替ヘッジは行いません。

	ベンチマーク	運用方針	主な運用リスク 左記の運用方針に基づき運用を行うため次の要因により積立金に損失が生じるおそれがあります。
株式型	日経平均株価 [◎]	日本の株式を中心に投資を行います。上場投資信託(日経225型ETF)を組み入れることでベンチマークとの連動性を確保しつつ、国内株式への分散投資も行き、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	国内株式の価格変動 等
日本成長株式型	TOPIX (配当金込み)	日本の株式を投資対象とする投資信託「フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3(適格機関投資家専用)」に投資を行います。個別企業のファンダメンタルズや株価水準を分析して投資を行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	国内株式の価格変動 等
世界コア株式型	MSCI ワールド・インデックス (円ベース)	日本を含む世界の株式を投資対象とする投資信託「ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>」に投資を行います。インデックスとの連動性を確保しつつ、世界各国の株式に投資を行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	日本を含む世界各国の株式の価格変動、外国為替レートの変動 等
世界株式型	MSCI ワールド・インデックス (円ベース)	日本を含む世界各国の株式に投資を行います。有力な無形資産(ブランド)を保有する企業に注目し、ファンダメンタルズの分析に基づき投資を行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	日本を含む世界各国の株式の価格変動、外国為替レートの変動 等
債券型	—	国内の公社債を中心に分散投資を行います。円建て債券ポートフォリオから安定した利息収入を確保し、中長期的に安定した運用成果の獲得を目指します。	日本および世界各国の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化、外国為替レートの変動 等
世界債券型	シティグループ世界国債インデックス (円ベース)	日本を含む世界各国の債券に投資を行います。金利動向やファンダメンタルズを分析して投資を行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	日本および世界各国の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化、外国為替レートの変動 等
総合型	—	株式、公社債、短期金融商品をバランス良く組み合わせ、安定的な資産の増大を目指します。債券型特別勘定と株式型特別勘定の中間に位置付けられ、ミドルリスク・ミドルリターンを持つ特別勘定となります。	日本および世界各国の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化、国内株式の価格変動、外国為替レートの変動 等
短期金融市場型	短期金利 (無担保コール翌日物等)	短期金利程度の運用利回りの確保を目標として運用を行います。当社の8つの特別勘定の中では、最もローリスク・ローリターンファンドであり、他の特別勘定の資産価格が下落することが想定される局面で、一時的に回避するファンドと位置付けられます。	国内の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化 等

次の時期から特別勘定にて運用されます。

●保険料の払込方法が月払・半年払・年払のいずれかの場合

①第1回保険料

当社が第1回保険料を受け取った日と、保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅いほうを基準日とし、その基準日が属する期間に応じて、運用開始日が定まります。

基準日	運用開始日
1日～15日の場合	基準日の属する月の翌月1日
16日～末日の場合	基準日の属する月の翌月16日

②第2回以降の保険料

保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日*から運用されます。

*契約応当日に第1回保険料の運用が開始されていない場合、払込期月の到来した第2回以後の保険料は、第1回保険料と同日に運用が開始されます。

●保険料の払込方法が一時払の場合

当社が保険契約のお申込みを承諾した日	運用開始日
契約日前の場合	契約日
契約日以降の場合	承諾した日の翌日

特別勘定の運用実績例

変額個人年金保険の年金額・死亡給付金額・解約返戻金額は、運用実績に応じて変動(増減)します。運用実績による金額の違いを下記の表にてご確認ください。なお、下記の表は例示の運用実績がそのまま推移したと仮定して計算したもので、確定数値ではありません。実際には、年金額・死亡給付金額・解約返戻金額は運用実績に応じて変動(増減)します。また、例示の運用実績(0%、3.5%、7.0%)につきましては、上限または下限を示すものではありません。したがって0%を下回り、運用実績がマイナスとなる場合もあります。なお、運用実績につきましては、事業年度ごとにご契約者にお知らせします。

- 年金額は基本年金額と変動年金額を合計した金額です。
- 年金支払開始前の積立金額の増額・減額はないものとして計算しています。

ご契約例

- 被保険者 40歳 男性
- 基本年金額 100万円
- 年金種類 確定年金
- 年金支払期間 10年
- 年金支払開始年齢 60歳
- 保険料払込期間 60歳まで
- 個別扱月払保険料 27,680円
- 保険料は年齢・性別により異なります。

特別勘定資産の運用実績例表(ご契約例の場合) 単位:万円(万円未満切捨て)

経過年数	0%の場合		3.5%の場合		7.0%の場合	
	解約返戻金額	死亡給付金額	解約返戻金額	死亡給付金額	解約返戻金額	死亡給付金額
3年	約83	約134	約88	約139	約93	約144
5年	145	194	159	208	174	223
10年	302	345	361	404	432	476
20年	603	646	869	912	1,276	1,319
	年金額		年金額		年金額	
第1回目	約69		100		約146	
第3回目	64		100		156	
第6回目	58		100		173	
第10回目	51		100		198	

ご契約例

- 被保険者 40歳 男性
- 基本年金額 100万円
- 年金種類 確定年金
- 年金支払期間 10年
- 年金支払開始年齢 60歳
- 保険料払込方法 一時払
- 一時払保険料 4,794,100円
- 保険料は年齢・性別により異なります。

特別勘定資産の運用実績例表(ご契約例の場合) 単位:万円(万円未満切捨て)

経過年数	0%の場合		3.5%の場合		7.0%の場合	
	解約返戻金額	死亡給付金額	解約返戻金額	死亡給付金額	解約返戻金額	死亡給付金額
3年	約459	約502	約509	約552	約562	約606
5年	455	498	541	585	639	683
10年	446	489	633	676	883	926
20年	425	469	869	912	1,693	1,737
	年金額		年金額		年金額	
第1回目	約48		100		約194	
第3回目	45		100		208	
第6回目	41		100		230	
第10回目	36		100		262	

諸費用について

次の費用を保険料や積立金から控除します。

特別勘定運営費用

特別勘定の運営に要する費用については、積立金から実費を控除します。なお、2009年度の控除率(年率・税込み)は下記とおりです。

株式型	日本成長株式型	世界コア株式型	世界株式型
0.05%	0.06%	0.05%	0.37%
債券型	世界債券型	総合型	短期金融市場型
0.05%	0.39%	0.06%	0.05%

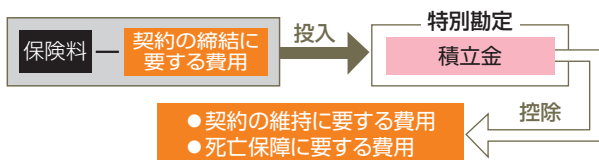
- 上記の控除率はあくまでも2009年度の実績です。運営費は実費を控除していますので、今後も表中の控除率が継続するわけではありません。
- 投資信託にて運用を行う場合、投資信託で運用されている資産から信託報酬などが別途控除されます。2010年8月2日現在、各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬(税込み)は右記のとおりです。

保険関係費用

保険契約の締結・維持および保障に必要な費用(以下、保険関係費用)を保険料や積立金から控除します。なお、保険関係費用につきましては、被保険者の性別・契約年齢などにより異なるため、費用の合計額またはその上限額を表示することができませんのでご了承ください。

- 保険料の払込方法が月払・半年払・年払のいずれの場合
(保険料払込期間中)

保険料をお払込みいただいた際には、保険料から保険契約の締結に要する費用等を毎回控除します。また、保険契約の維持・死亡保障(死亡給付金のうち一定の金額のお支払いに関する保障)等に要する費用を積立金から毎月控除します。



【年金支払開始後】

年金の支払いに要する費用として、支払年金額に1%を乗じた額を年単位の契約応当日に積立金から控除します。



【解約・減額をした場合】

第10保険年度の全ての保険料の払込みが終了する前、かつ保険料払込期間中に保険契約を解約・減額された場合、解約控除費用を積立金から控除します。

$$\text{積立金} - \text{解約控除費用} = \text{解約返戻金}$$

【株式型】

- 日経225連動型上場投資信託(野村アセットマネジメント株式会社) 年率0.252%以内
- 上場インデックスファンド225(日興アセットマネジメント株式会社) 年率0.294%以内
- ダイワ上場投信-日経225(大和証券投資信託委託株式会社) 年率0.2415%以内

【日本成長株式型】

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)
(フィデリティ投信株式会社) 年率0.924%

【世界コア株式型】

ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>(ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社) 年率0.21%

【総合型】

- 日経225連動型上場投資信託(野村アセットマネジメント株式会社) 年率0.252%以内
- ダイワ上場投信-日経225(大和証券投資信託委託株式会社) 年率0.2415%以内

- 保険料の払込方法が一時払の場合
(契約締結時)

保険契約の締結に要する費用として、年金支払開始日において年金支払期間にわたり基本年金額を支払うと仮定した際に必要な金額(以下、基本年金原資)に、1.7%を乗じた額を一時払保険料から控除します。



【契約日以後】

保険契約の維持・死亡保障(死亡給付金のうち一定の金額のお支払いに関する保障)に要する費用として、基本年金原資に年率0.2%/12か月を乗じた額*に、年単位の契約応当日の年齢により定まる金額を加えた額を積立金から毎月控除します。

* 運用実績が3.5%を上回る場合は、運用実績に応じて控除額が増加します。



【年金支払開始日以後】

年金の支払いに要する費用として、支払年金額に1%を乗じた額を年単位の契約応当日に積立金から控除します。



【解約・減額をした場合】

ご負担いただく費用(解約控除費用)はありません。

保険用語の説明

【特別勘定】

「特別勘定の種類と運用リスク」欄をご参照ください。

【基本年金額】

ご契約の際にご指定いただいた年金の金額をいいます。基本年金額は変動することはありません。基本年金額は、保険料の算出、契約内容の変更の際に基準となる金額であり、将来にお支払いする年金額として保証される金額ではありません。

【積立金】

特別勘定で管理・運用されている資産のうち、個々の契約に係る部分をいい、それぞれの運用実績により毎日増減します。

【変動年金額】

年金受取人へは、基本年金額と変動年金額の合計額が支払われます。ご指定いただいた特別勘定における運用実績を反映した年金の金額を変動年金額といい、運用実績によっては、マイナスの値となる場合があります。

ご契約に際して

詳しくは変額保険販売資格を持った当社ライフプランナーまたは代理店までご相談ください。

▶ 年金支払期間・保険料払込期間とご契約年齢の範囲

年金種類	年金支払開始年齢	保険料払込期間	ご契約年齢
確定年金 5年	55歳	55歳まで	20歳～45歳
	60歳	60歳まで	20歳～50歳
	65歳	65歳まで	20歳～55歳
	70歳	70歳まで	20歳～60歳
		一時払	25歳～60歳
確定年金 10年	55歳	55歳まで	20歳～45歳
	60歳	60歳まで	20歳～50歳
	65歳	65歳まで	20歳～55歳
	70歳	70歳まで	20歳～60歳
		一時払	25歳～60歳
確定年金 15年	55歳	55歳まで	20歳～45歳
	60歳	60歳まで	20歳～50歳
	65歳	65歳まで	20歳～55歳
	70歳	70歳まで	20歳～60歳
		一時払	25歳～60歳

▶ 付加できる特約

5年ごと利差配当付年金支払特約

▶ 保険料払込方法

年払・半年払・月払・一時払のいずれかをお選びいただけます。

■一時払以外のお支払いは所定の「保険料口座振替制度」をご利用ください。団体扱、特別団体扱はお取り扱いしておりません。

▶ 自動払済年金保険への変更

- 解約返戻金がある契約で、払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないときには、年金額が定額の払済年金保険（自動払済年金保険）に自動的に変更されます。
 - 変更後の年金額は、変更日の解約返戻金をもとに変更日における所定の率により計算します。
 - 変更後の年金種類、年金支払期間は変更前と同一になります。年金支払開始日は変更前の年金支払開始年齢に満年齢で達した日以降迎える、自動払済年金保険へ変更された日の年単位の応当日になります。
 - 自動払済年金保険に変更後は特別勘定による資産の運用は行いません。
 - 変更日から3か月以内かつ年金支払開始日前に保険料をお払込みいただいた場合は、自動払済年金への変更を行わなかったものとしてお取扱いたします。
- このお取扱いはあらかじめ希望されない旨の申し出があった場合および一時払のご契約には適用されません。
- この保険には「自動振替貸付制度」はありません。

▶ 契約者貸付制度

一時的に資金が必要なときなどに、年金支払開始日の前であればこの保険の解約返戻金額の所定の範囲内で貸付けを受けることができます。

▶ 定額個人年金保険への変更（年金支払開始前）

- 解約返戻金がある契約であれば、年金支払開始前に、以後の保険料の払込みを中止して保険料払込済みの定額個人年金保険に変更できます。変更後の年金額は変更日の解約返戻金をもとに変更日における所定の率により計算します。
- 変更後の年金種類、年金支払期間は変更前と同一になります。年金支払開始日は変更前の年金支払開始年齢に満年齢で達した日以降迎える、定額個人年金保険へ変更された日の年単位の応当日になります。
- 定額個人年金保険に変更後は特別勘定による資産の運用は行いません。

▶ 年金種類の変更（年金支払開始以後）

年金支払開始以後に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加することにより、ご契約の全部または一部を年金額が一定の定額年金（保証期間付終身年金・保証期間付夫婦年金・確定年金）に変更することができます。また、年金支払開始日に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加することにより、要介護状態となられた際に一定の年金をお支払いする介護年金に変更することができます。

■詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書（契約概要）」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことから記載したもので、**クーリング・オフ**（お申込みの撤回）、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書（契約概要）**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書（注意喚起情報）**は契約内容などにおいてご注意ください情報を記載したものです。お申込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

●保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**変額個人年金保険**です。ソニー生命の保険種類のご案内には当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもご用意しておりますのでご覧ください。

【**生命保険募集人について**】当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者（生命保険募集人）の身分・権限等に関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

【**ご本人確認について**】保険契約申込み時及び契約内容変更時（名義変更等）の手続きの際に、ご契約者または被保険者に、運転免許証やパスポート等の本人を確定し得る書類のご提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館
ホームページ <http://www.sonymifl.com.jp>

担当者の身分・権限等についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎0120-158821

保険契約者ご本人以外からの契約内容に関するお問い合わせにはお答えできない場合もございます。
なお、お問い合わせの際は、保険証券等「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者 パンフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

■担当者欄に記載のない場合、取扱者はソニー生命保険株式会社（カスタマーセンター）となります。